

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の児童本人に支給	月額 14,650 円	個人
特別障害者手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障がい者本人に支給	月額 26,940 円	個人
福祉タクシー利用券交付事業	身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級または 2 級の手帳を持ち、在宅の方にタクシー利用券を交付（自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は除く）	1 枚につき 500 円の利用券を 1 月あたり 2 枚交付 じん臓機能障がい 1 級の方は 1 月あたり 4 枚交付	個人
人工透析通院交通費助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に交通費の一部を助成（所得税額が 10 万円以上の方、生活保護受給者、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除く）	通院距離（往復）により次の範囲で助成 ・ 5* _円 以上 15* _円 未満 月額 1,500 円 ・ 15* _円 以上 25* _円 未満 月額 2 千円 ・ 25* _円 以上 35* _円 未満 月額 3 千円 ・ 35* _円 以上 45* _円 未満 月額 4 千円 ・ 45* _円 以上 月額 5 千円	個人
障害者住宅整備資金貸付制度	身体障害者手帳 4 級以上または療育手帳 A を持つ方と同居する方で、障がい者向けに住宅等を増改築または改造することを真に必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に対し資金を貸付	貸付額：1 戸あたり 150 万円以内 貸付利率：政府資金利率により変動 返済：1 年据え置きで 9 年償還	個人
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳（肢体不自由 4 級以上、聴覚障害）、療育手帳を持ち、就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、自動車学校の操作訓練に要した費用の一部を助成	上限額：費用の 2/3 もしくは 10 万円のどちらか低い額（所得制限あり）	個人
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳 3 級以上（肢体不自由）を持ち、就労等に伴い自動車を運転する場合、自らが車を所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成	上限 10 万円（所得制限あり）	個人
補装具費支給事業	身体障がい者の身体の損なわれた機能を補うための補装具（義肢、装具や車いすなど）を購入または修理する場合に費用を支給	所定の基準額の 9/10 （軽減措置対象者は 10/10 支給）	個人
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者の日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具（ストマ用装具、電気式たん吸引器など）を給付	所定の基準額の 9/10 （軽減措置対象者は 10/10）	個人
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し補聴器購入費用の一部を助成（生活保護受給者を除く）	上限額：所定の基準額の 2/3（所得制限あり）	個人
自立支援医療（更生医療）	18 歳以上の身体障害者手帳を持つ方が指定の医療機関で対象となる医療（心臓や人工関節の手術、人工透析治療など）を受ける場合が対象	自己負担額が 1/10（原則）となるよう助成（所得により月額負担上限額を設定）	個人
自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の方が指定の医療機関で対象となる医療（手術等により将来確実な治療効果が期待されるもの）を受ける場合が対象		
自立支援医療（精神通院）	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給		
障害者就労支援事業所通所交通費助成	就労支援事業所 B 型に通所している方でバスを利用して通っている方に対し、通所に係るバス運賃の一部を助成する制度（生活保護受給者を除く）	1 カ月の往復バス運賃の 1/3 をバス回数券で助成。ただし、100 円未満を切り捨てた額	個人
障害者訪問入浴サービス事業	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供（介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先）	自己負担額が 1/10（原則）となるよう助成	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳の交付を受けている障がい児・者（障がいの種類は問わない）に対する外出のための支援	自己負担額が 1/10（原則）となるよう助成	個人
障害者地域活動支援センター事業	地域生活支援の一環として、障がい児・者やその他市長が支援を必要と認めた方に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供	自己負担額が 1/10（原則）となるよう助成	個人

図 福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0233

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き活きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所を開設し、週 1 回以上の活動に対し、初期開設費用の一部と運営費、賃借料を補助。	・サロンに使用する建物の整備費用（上限 30 万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限 10 万円） ・開設 1 回あたりの運営費 1,200 円 ・賃借料（年 10 万円までの固定資産税相当分または月 1 万円までの家賃相当分）	個人・団体（自治会等）
高齢者福祉タクシー事業	80 歳以上の方で一人暮らしの方または 65 歳以上の方のみの世帯の方（身体障害者手帳、療育手帳または健康福祉手帳の交付を受けている 65 歳未満の方を含む） ※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	1 枚につき 500 円の利用券を 1 月あたり 2 枚交付	個人

図 長寿支援課 長寿生活班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
家族介護用品支給事業	要介護度 4 または 5 に認定された高齢者を自宅で介護している家族で、市民税非課税で介護保険料の滞納がない世帯に対し、介護用品代の一部としてクーポン券を支給	介護用品 8 千円分のクーポン券を毎月支給	個人
軽度生活援助サービス	おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な場合、家周りの手入れ、除雪、家屋内の整理・整頓、代筆、朗読、軽微な修繕についてシルバー人材センター（除雪は自治会を含む）へ委託	利用者負担が下記になるよう助成 ・草取、窓掃除 270 円 ・除雪 330 円 ・家具等の移動、衣類等の整理、代筆、朗読 270 円 ・大工作業、ふすま、障子の張り替え等 500 円	個人
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを自主的に運営する団体に対して、事業に必要な経費を補助（申請後プレゼンテーションによる審査あり）	補助率：10/10、上限 20 万円	法人および団体

図 地域包括支援センター ☎ 30-0103

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特別児童扶養手当	精神または身体に重度・中度程度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の児童を養育監護している父母または養育者（所得制限あり）	1 級（重度）月額 51,700 円 2 級（中度）月額 34,430 円	個人
児童扶養手当	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育監護しているひとり親または養育者（所得制限あり）	所得額に応じて 10,030 円～ 42,500 円（児童が 1 人の場合）。2 人目 5,020 円～ 10,040 円の加算。3 人目以降 3,010 円～ 6,020 円の加算	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給	3 歳未満 1 万 5 千円、3 歳以上 1 万円（第 3 子以降 1 万 5 千円）、中学生 1 万円。※所得制限を超える場合は一律 5 千円（特別給付対象者）	個人
ファーストベビー祝い金	第 1 子の誕生に対し、祝い金を支給。誕生時点において 1 年以上前から本市に住所を有し、市税の滞納がないことが要件（結婚・子育て支援ローンを借入れている方は除く）	1 人あたり 10 万円	個人
結婚・子育て支援特別資金返済支援事業	結婚を予定している未婚者で、市が提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借入した場合、利子補給補助金と返済支援補助金を支給。融資借入時の年齢が 35 歳未満であること、融資を受ける方および同居の世帯員が市税、保育料の滞納がないことが要件	＜利子補給費補助金＞ 毎年 12 月 31 日時点の返済残高に 2.0％と同時点の借入利率を比較し低い方の当該利率相当分を乗じて得た額を補助 ＜返済支援補助金＞ 償還期間中に子どもが生まれた場合、1 人あたり 30 万円を補助。返済未済額が 30 万円未満の場合は、未済残高相当額を補助。なお、当該補助金は一部繰上償還に充当	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設の保育料を助成	第 2 階層～第 5 階層（幼稚園は第 2 階層～第 4 階層）までの方は半額、第 2 子は第 6 階層まで、第 3 子以降は階層に関わらず無料になるよう助成	個人
	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育の利用料を助成	第 3 子以降は無料になるよう助成	
放課後児童クラブ移動支援事業	児童クラブを設置していない草木小学校と末広小学校の児童を対象に、近隣の児童クラブまでタクシーにより移送する費用を助成	無料になるよう助成 ※草木小学校は大湯児童クラブ、末広小学校は十和田児童クラブへの移送	個人

図 福祉課 子育て支援班 ☎ 30-0235